

令和3年1月4日
島根県防災部防災危機管理課
担当：茶山、太田
電話：0852-22-5885

第20回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年1月4日（月）16:30～16:45

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、
関係課長 計24名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況について

(1)健康福祉部（健康福祉部長）

県内の感染者の状況等について説明 【資料1】

①県内では、これまでに、計214人の感染が確認され、このうち190人の方が退院・療養解除となった。

②直近1か月間では、66人の感染が確認されており、その多くは、端緒となる感染が確認された後、保健所の疫学調査にご協力をいただき、接触者の検査等を行ったことによるもの、あるいは、施設名の公表にご協力いただき、幅広く検査を行ったことにより確認できたもので、感染拡大防止のための調査、検査によりの確に対応ができているものと考えている。

③10月以降の1週間単位での陽性患者の発生状況は、年末にかけて増加傾向にある。また、年末年始の人の移動や接触する機会が増える時期と重なることから、今後より一層、感染の広がりには注意が必要。

④医療提供体制のうち、病床の確保については、現状を踏まえて、即応病床を1月1日に9床増やし、143床とした。

本日10時時点での入院患者数は25人となっており、病床使用率は、確保病床全体では9.9%、即応病床で17.5%となっている。

⑤患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として島根県立青少年の家「サンレイク」33室、島根県立少年自然の家20室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。

- ⑥今後とも、関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努める
- ⑦また引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行っていく。

2. 県の対応等について

防災部（防災危機管理課長）

- ・感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 【資料2】
- ・全国の感染状況について説明 【資料3】
- ・島根県の対応を説明
「島根県の対応（案）」 【資料4】

3. 知事指示事項

年末以降の対策にもかかわらず、全国においては、飲食を介した感染の拡大傾向が収まっておらず、島根県にも、その傾向が及んでいるため、また、1月2日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都3県の知事が、政府に対し緊急事態宣言の発出を要請されたことを踏まえ、県民の皆様に対し、次のとおり要請します。

1. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用していただくことを前提として、
 - (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること
 - (2) 年末年始に県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
 - (3) 年末年始に県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること、
 - ② 県内でも、県外の人との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

2. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来については、控えること。

ただし、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は控えていただく必要はありません。

また、既に予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめていただく必要はありません。